大分南高等学校電話交換設備リース契約仕様書

　大分県立大分南高等学校電話交換設備について、発注者を甲とし、受注者を乙として、以下に示すとおり定める。

１　リース物件等

1. リース物件

大分南高等学校電話交換設備一式（以下「機器」という。）

1. 機器の仕様・数量等

　　　別紙１のとおり

1. 設置期限

　　　令和７年９月３０日

1. リース期間

　　　令和７年１０月１日～令和１４年９月３０日（７年間）

ただし、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67条）第234条の３の規定による長期継続契約であるため、契約締結の日の属する年度の翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削減があった場合は、当該契約は解除する。

1. 設置場所

　　　大分県立大分南高等学校

２　機器の設置・調整等

　⑴　乙は、前記１⑶の設置期限までに、前記１⑸の設置場所において、機器を使用できる状態にしなければならない。なお、機器を使用できる状態とは、①機器の搬入、②機器の設置・調整（機器の機能試験・接続確認試験等を含む。）をいう。

　⑵　上記⑴の作業をする上で、作業内容が法令等の定めるところによる有資格者でなければこれを実施できないものについては、乙は、当該作業に必要な資格を有する者を選定し、その作業にあたらせるものとする。なお、上記⑴の作業の指揮・命令は、乙の責任のもとに行う。

　⑶　乙は、上記⑴の作業の実施に関し、第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担するものとする。

３　既設機器の撤去

既設の電話交換機、電話機等は乙の責任において撤去を行うものとし、リース会社へ返却できるようにすること。（指定箇所にまとめて回収しておくこと）。

４　リース期間開始までの機器の取扱い

乙は、設置後遅滞なく機器を作動できる状態とし、甲は、乙の設置した機器をリース期間に関わらず使用できるものとする。なお、この場合でもリース期間の変更の対象としない。

５　動産総合保険・機器の保守体制等

　⑴　動産総合保険

　　　乙は、機器に対して、リース期間中継続して乙を被保険者とする動産総合保険契約を締結し、その費用を負担するものとする。

　⑵　機器の保守体制等

　①　乙は、機器の保守体制を整え、機器の補修・交換等について、適切かつ迅速な対応が可能な体制を確立させるものとする。

　　②　乙は、機器の故障による保守業務を実施した場合、機器の復旧に要する部品、修繕費等については、乙または協業する機器提供者もしくは保守業者が業務完了後、別途甲に請求するものとする。

６　リース期間満了後の機器の取扱い

リース終了（機器の返還）、再リース又は買取（一部買取）等について、甲乙協議して決定するものとする。

７　その他

　⑴　機器の取扱いについて、簡易な説明書を作成すること。

　⑵　秘密保持について、工事及び点検業務中に知り得たことについては、これを漏らしてはならない。

　⑶　法令等を遵守し、事故防止に万全を期すこと。

　⑷　その他、疑義等が生じた場合には、甲乙協議の上、定めるものとする。